

定 款

高知県建設産業団体連合会

高知県建設産業団体連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、高知県建設産業団体連合会(以下「連合会」という。)という。

(事務所)

第 2 条 連合会は、事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第 3 条 連合会は、高知県内における建設業及び建設業に関連する産業(以下「建設産業」と総称する。)における緊密な協力関係を確立し、建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 建設産業に関する業界間の意見の総合調整を行なうこと。
- (2) 建設産業の合理化・近代化のための指導を行なうこと。
- (3) 建設産業に関する調査研究を行なうこと。
- (4) 建設産業に関する情報若しくは資料を収集し、又はその刊行を行なうこと。
- (5) 建設産業に関する講演会、研修会等を開催すること。
- (6) 建設産業に関して啓蒙、宣伝等を行なうこと。
- (7) 国民生活に密接な関係のある住宅、公園、下水道、道路、河川等の重要性に関して啓蒙を行なうこと。
- (8) 建設産業に関する事項について関係機関に意見を具申し、又は建議すること。

- (9) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- (10) 行政庁等から委託を受けた事務又は事業を行なうこと。
- (11) 建設産業に従事する優良な職員の顕彰を行なうこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 連合会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員
- (2) 会 員
- (3) 賛助会員

(会員の資格)

第 6 条 会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 高知県内に相当数の構成員を有する建設産業に関する団体とする。
- (2) 会 員 団体会員より推せんされた常任理事、理事及び監事とする。
- (3) 賛助会員 前号に該当する団体以外の者で連合会の趣旨に賛同するものとする。

(入 会)

第 7 条 会員となるためには、常任理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 団体会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 納入した入会金及び会費は、返還しない。

(退 会)

第 9 条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 退会の届出をしたとき。
- (2) 第 6 条に規定する資格を欠いたとき。

(3) 次条の規定により除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 連合会の名誉を毀損し、又は信用を失墜するような行為を行なったとき。
- (2) 連合会の目的遂行に反する行為を行なったとき。
- (3) 正当の理由なく、会費の納入を1年以上怠ったとき。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類)

第11条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 若干名

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任)

第12条 常任理事、理事及び監事は団体会員より推せんされた者を総会において選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、常任理事の互選とする。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。

但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じ、常任理事会が補欠の必要を認めた場合には第12条の規定に準じて補欠選任をする。

但し、団体会員の代表者並びに役員がその身分異動により欠員となる場合

は常任理事会の決議によりその団体の後任代表者並びに役員を常任理事、理事、監事として補欠選任することが出来る。

3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
4. 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(退任)

第14条 常任理事、理事及び監事は、次の事由により退任する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 辞任したとき。
- (3) 解任されたとき。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは総会の議決により解任することができる。

(役員職務)

第16条 会長は連合会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行なう。
4. 常任理事は、常任理事会を構成する。
5. 監事は、民法59条の職務を行なう。

(顧問)

第17条 連合会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 顧問は、総会及び常任理事会に出席し意見を述べることができる。
ただし、議決に加わることはできない。
4. 顧問は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 4 章 会 議

(総会の構成等)

第 18 条 総会は、第 6 条(2)の会員をもって構成する。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
3. 通常総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。
4. 臨時総会は、常任理事会が必要と認めたとき又は総会員の 5 分の 1 以上より会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(総会の招集)

第 19 条 総会は、会長が招集する。

2. 総会の招集には、会員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 20 条 総会においては、この定款で別に定められたもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 事業報告、決算及び財産目録の承認
- (4) 入会金及び会費の分担、基準並びにその徴収方法
- (5) 連合会の解散
- (6) その他常任理事会が必要と認める事項

(総会の定足数・議決等)

第 21 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 総会の議長は、会長が当たる。
3. 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、次に掲げる事項については、出席会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 第10条に規定する事項
- (2) 第15条に規定する事項
- (3) 第20条第1号及び第5号に規定する事項

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決をなし、又は、他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合、その会員は、出席したものとみなす。

(総会の議決権等)

第23条 総会における議決権は、会員に限りこれを有し、一会員の議決権は一とする。

2. 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事録は、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員2名以上が署名押印し、連合会に保存する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員総数
- (3) 出席会員数
- (4) 議事の経過の要領及び、その結果

2. 会員は、議事録を閲覧することができる。

(常任理事会の招集)

第25条 常任理事会は、会長が招集する。

2. 常任理事会の招集には、常任理事に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(常任理事会の議決事項)

第26条 常任理事会は、この定款で別に定められたもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項

(2) 総会に付議する事項

(3) 総会によって委任された事項

(4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

2. 前項第4号に規定する議決事項は、次の総会で承認を求めなければならない。

(常任理事会の定足数・議決等)

第27条 常任理事会は、常任理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2. 常任理事会の議長は、会長が当たる。

3. 常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(監事の常任理事会出席)

第28条 監事は、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

(常任理事会の議事録)

第29条 常任理事会の議事録の作成、保存及び閲覧については、第24条の規定を準用する。

第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第30条 連合会に部会又は委員会を設けることができる。

2. 部会に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

3. 委員会に関し必要な事項は、常任理事会の議決を経て別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第31条 連合会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局に関し必要な事項は常任理事会の議決を経て別に定める。

第 7 章 資産、事業計画等

（資産の構成）

第 3 2 条 連合会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる果実
- (7) その他の収入

（資産の管理）

第 3 3 条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は常任理事会の議決により定める。

（経費の支弁）

第 3 4 条 連合会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第 3 5 条 連合会の事業計画及び予算は、通常総会において承認を得なければならぬ。

2. 通常総会において新事業年度の予算が決定するまでは、前事業年度の予算を基準として経費の支出を行なうものとする。

（事業報告、決算及び財産目録）

第 3 6 条 連合会の事業報告、決算及び財産目録は、その事業年度終了後、監事の監査を経て、通常総会において承認を得なければならない。

（事業年度）

第 3 7 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

附 則

1. この定款は、昭和59年11月30日から施行する。
2. 連合会の設立当初の役員任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和59年の通常総会終了の日までとする。
3. 連合会の設立当初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 連合会の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立の日から昭和60年3月31日までとする。